

平成26年6月21日
文化庁

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産一覧表への記載決定について(速報)

カタールのドーハで開催されている第38回ユネスコ世界遺産委員会において、我が国が世界文化遺産に推薦していた「富岡製糸場と絹産業遺産群」についての審議が行われ、

現地時間 6月21日(土)10:55
(日本時間 6月21日(土)16:55)

に、世界遺産一覧表に「記載」することが決定されました。

決議の概要は、追ってお知らせします。

なお、世界遺産一覧表への正式な記載日は、第38回世界遺産委員会の審議最終日である6月25日(水)になる見込みです。

(参考) 世界遺産委員会の決議の4区分

- ① 記載(Inscription)：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral)：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral)：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載(Not to inscribe)：記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

<担当>

文化庁文化財部記念物課

課長 高橋 宏治

世界文化遺産推薦係長 岡島 通子

電話：03-5253-4111(代表) 内線 2877